

# 投資商品に関する約款・規定の制改定のお知らせ

株式会社 みなと銀行

当社では、投資商品に関する約款・規定を制改定し、2020年2月17日以降、新約款・規定によりお取り扱いさせていただきます。

なお、新約款・規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。改定内容の詳細および新約款・規定集をご入用のお客さまは、店頭窓口までお申し付けください。

※「民法の一部を改正する法律(2020年4月施行)」における定型約款を用いた取引に関する改正を踏まえ、下記約款・規定を改定させていただきます。

## 1. 対象となる約款・規定(条項)

- 改定する約款・規定
  - ・証券総合取引約款
    - 第1章 総合取引 第7条 第12条
    - 第3章 国債振替決済口座管理 第17条 第21条
    - 第4章 一般債振替決済口座管理 第16条 第21条
    - 第5章 投資信託受益権振替決済口座管理 第16条 第20条
    - 第6章 自動けいぞく(累積)投資 第10条
    - 第7章 投資信託定時定額購入サービス 第13条
  - ・特定口座に係る上場株式等保管委託約款 第15条
  - ・特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 第9条

## 2. 改定内容

次の条項の下線部を改定します。

改定前	改定後
<p>&lt;総合取引約款&gt;</p> <p>第1章 総合取引 第7条(総合取引の解約) 総合取引は次の場合に解約されます。 ①お客様から解約のお申し出があった場合 <u>②お客様が本約款の変更に同意しないとき</u> ③～⑦(省略)</p> <p>第12条(約款の変更) 本約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第3章 国債振替決済口座管理 第17条(解約等) 1～2(省略) 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 ①お客様が手数料を支払わないとき ②お客様について相続の開始があったとき ③お客様がこの規定に違反したとき <u>④お客様が第21条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</u> ⑤～⑧(省略)</p> <p>第21条(この規定の変更) この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>&lt;総合取引約款&gt;</p> <p>第1章 総合取引 第7条(総合取引の解約) 総合取引は次の場合に解約されます。 ①お客様から解約のお申し出があった場合 <u>(条文削除)</u> ②～⑥(省略)</p> <p>第12条(約款の変更) 本約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p>第3章 国債振替決済口座管理 第17条(解約等) 1～2(省略) 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 ①お客様が手数料を支払わないとき ②お客様について相続の開始があったとき ③お客様がこの規定に違反したとき <u>(条文削除)</u> ④～⑦(省略)</p> <p>第21条(この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>

#### 第4章 一般債振替決済口座管理

##### 第16条(解約等)

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申し出があった場合
- ②お客様が手数料を支払わないとき
- ③お客様がこの規定に違反したとき
- ④口座残高がない場合
- ⑤お客様が第21条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
- ⑥～⑨(省略)

##### 第21条(この規定の変更)

この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第5章 投資信託受益権振替決済口座管理

##### 第16条(解約等)

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申し出があった場合
- ②お客様が手数料を支払わないとき
- ③お客様が本章に違反したとき
- ④第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
- ⑤お客様が第20条に定める本章の変更に同意しないとき
- ⑥(省略)

##### 第20条(本章の変更)

本章は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、本章の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第6章 自動けいぞく(累積)投資

##### 第10条(本章の変更)

本章は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、本章の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第7章 投資信託定時定額購入サービス

##### 第13条(本章の変更)

本章は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、本章の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第4章 一般債振替決済口座管理

##### 第16条(解約等)

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申し出があった場合
- ②お客様が手数料を支払わないとき
- ③お客様がこの規定に違反したとき
- ④口座残高がない場合
- (条文削除)
- ⑤～⑧(省略)

##### 第21条(この規定の変更)

この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

#### 第5章 投資信託受益権振替決済口座管理

##### 第16条(解約等)

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申し出があった場合
- ②お客様が手数料を支払わないとき
- ③お客様が本章に違反したとき
- ④第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
- (条文削除)
- ⑤(省略)

##### 第20条(本章の変更)

本章は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

#### 第6章 自動けいぞく(累積)投資

##### 第10条(本章の変更)

本章は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

#### 第7章 投資信託定時定額購入サービス

##### 第13条(本章の変更)

本章は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

<特定口座に係る上場株式等保管委託約款>

第15条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

<特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款>

第9条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更にご同意したものとします。

<特定口座に係る上場株式等保管委託約款>

第15条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

<特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款>

第9条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2020年2月17日現在